

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 58 年 2 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。結婚後は自分で保険料を納付してきたが、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで海外に出国していた間は加入していなかった。帰国後に社会保険事務所（当時）から、海外にいた間の保険料を納められると連絡があったので金融機関で納付した記憶がある。

申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3 か月と短期間であるとともに、申立人の当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人と同様に母親が納付していたとする申立人の妹の当該期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録で確認できる上、申立人は、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの 9 か月間の保険料を同年 4 月に現年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認でき、当該納付時点においては、申立人自身で当該期間の保険料を過年度納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間②については、申立人は、「昭和 58 年 3 月に帰国後、社会保険事務所から海外に居た 2 年間については任意加入すれば満額もらえると言われ、金融機関で振込みで保険料を納付した記憶がある。」と述べている。

しかしながら、申立人の所持するパスポートにおいて、申立人は、昭和 56 年 4 月 2 日に出国し、58 年 3 月 20 日に帰国していることが確認でき、当該期間は海外

へ転居したことによる国民年金の適用除外期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。なお、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が56年4月2日に資格喪失し、帰国後の58年3月29日に任意加入した旨の記載及び当該日付には申立人が居住する市の押印があり、オンライン記録においても当該得喪記録が確認できる。

また、申立人は、遡って納付したとする金額及び金融機関の記憶は無く、当該期間の領収証書は処分して所持していないと説明しており、納付したとする具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月及び同年3月
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで
⑤ 昭和53年10月から54年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和48年頃に、私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来た区の集金人に両親と私の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする両親は、当該期間の保険料は納付済みとなっているほか、申立人から提出された申立期間③と④の間の期間の保険料の領収証書によると、昭和51年11月30日に同年7月から同年9月までの期間の保険料を申立人とその両親分と一緒に納付していることが確認できる上、申立人が居住している区では、現年度保険料の未納被保険者宅及び戸別訪問による現年度保険料の納付希望者宅を区の集金人が訪問して徴収業務を行っていたと回答していることから、申立人の母親が申立期間②及び③の期間の保険料を現年度納付することが可能であったことを踏まえると、当該期間の保険料については、申立人の母親が納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年6月時点で過年度納付することは可能であるが、申立人は、母親が自宅に来た区の集金人に、両親の保険料と一緒に自身の保険料を納付していたはずであると述べており、申立人が居住している区では、区の集金人は、過年度保険料

は取り扱っていないと回答していることから、申立人の母親が区の集金人に当該期間の保険料を過年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間④及び⑤については、申立人は、母親が両親と申立人の保険料と一緒に納付していたと述べているが、当該期間は申立人同様、その両親も未納となっていることが年度別納付状況リストにおいて確認できる。

さらに、申立人の母親が、申立期間①、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和26年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年1月12日、資格喪失日に係る記録を同年2月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

さらに、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（昭和30年6月18日）及び資格取得日（昭和31年2月1日）を取り消し、申立期間③の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年2月2日から同年3月1日まで
② 昭和27年1月12日から同年2月1日まで
③ 昭和30年6月18日から31年2月1日まで
④ 昭和31年5月23日から同年11月8日まで

昭和24年に入社し、58年に退職するまで一貫して同系列の会社に勤務したが、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②の間にC社への転属はあったが、実際にはA社に継続して勤務していた。

その後、A社の関連会社であるB社に転籍し、申立期間③は同社D支店に、申立

期間④は同社E支店に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社における業務は会計事務で変化は無く、給与も同社から支給されていたため、同社に在籍したままと認識していたと主張しているところ、同社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員が申立人を記憶しており、このうち申立期間①に同社で厚生年金保険の被保険者となっている従業員の一人は、申立人は会計の仕事をしていたが、退職や休職をしたことはなかった旨回答していることから、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人が同じ部署であったとする二人を含む同僚6人全員の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社の後継会社であるF社は、当時の資料は残っていないが、正社員として勤務していた従業員は、原則として厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A社における業務は申立期間①と同様に会計事務で変化は無く、給与も同社から支給されていたため、同社に在籍したままと認識していたと主張しているところ、同社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員が申立人を記憶しており、このうち申立期間②に同社で厚生年金保険の被保険者となっている従業員の一人は、同社に面接試験を受けに行った際、申立人が応対してくれたことを記憶しており、自分が入社した（昭和26年9月）後に申立人が退職したり休職したことはなかった旨回答していることから、申立人が申立期間②において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記被保険者名簿では、申立人が同じ部署であったとする二人を含む同僚6人全員の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、F社は、当時の資料は残っていないが、正社員として勤務していた従業員は、

原則として厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同じ部署で勤務していた同僚に係る標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人はB社において昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年6月18日に資格を喪失後、31年2月1日に同社において再度資格を取得しており、30年6月から31年1月までの被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人は、申立期間③において、B社D支店に勤務していたと主張しているところ、同社同支店に勤務していた同僚の一人は、同社同支店で、申立人が作成した損害保険の査定書類を基に保険契約を確認する仕事をしていたが、申立人の雇用形態や業務内容に変更は無かった旨供述しており、他の同僚一人も、申立人の業務内容に変更は無く継続して勤務していた旨供述していることから、申立人が申立期間③において雇用形態及び業務内容に変更なく、同社同支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が記憶していた上司及び同僚3人について、申立期間③も同社において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社は同社D支店で勤務していた従業員を同社において厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、B社の後継会社であるF社は、当時の資料は残っていないが、正社員として勤務していた従業員は、原則として厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、給与から厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立期間③前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月から31年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④について、申立人のパスポートの記録から、申立人はB社の従業員として商用の目的でE市に行っていたことが確認でき、申立人が申立期間④において、同社E支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間④については、E市は本土返還前の期間であり厚生年金保険法は適用されていない。

また、F社は、申立人に係る資料は残っておらず、申立期間④においてE市は外国扱いであったため、申立人の申立期間④における厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答している。

さらに、申立人のパスポートには、出国年月日は昭和31年5月22日、帰国年月日は同年11月7日と記録されているところ、上記被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日は同年5月23日、資格取得日は同年11月8日と記録されていることから、同社は申立人の出入国に伴って、申立人に係る資格喪失及び資格取得の手続を行ったことが推認できる。

加えて、申立人は自身より後にB社E支店で勤務していた同僚一人を記憶していたが、当該同僚は既に死亡しており、同社同支店で勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万 6,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 19 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (24 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「H17.12 月度賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、24 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果8万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の4万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「H17.12 月度賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 88 万 1,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 5 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (88 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 88 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「H17.12 月度賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、88 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 127 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（127 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 127 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「H17.12 月度賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、127 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、

当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「H17.12 月度賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細において確認できる保険料控除額から、58 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間とも継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の後継会社であるB社から提出された申立人に係る在職期間証明書及び当該期間の勤務についての回答書並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録並びにB社から提出された

申立人に係る在職期間証明書及び当該期間の勤務についての回答書並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社D工場から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①について、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和36年9月1日として届け出るべきところを誤って同年8月31日と届け出たとし、また、申立期間②について、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を37年11月1日として届け出るべきところを誤って同年10月30日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるB社から提出された申立人に係る申立期間の勤務についての回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和37年11月1日として届け出るべきところを誤って同年10月30日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月30日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるB社から提出された申立人に係る申立期間の勤務についての回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和37年11月1日として届け出るべきところを誤って同年10月30日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 31 日は 10 万円、同年 12 月 5 日は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 5 日

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。B 社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した賞与振込依頼書及び賞与額逆算シートにより、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与振込依頼書等において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日は 10 万円、同年 12 月 5 日は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成5年10月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社における雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 57 年頃、分譲マンションの購入に際し、年金融資を受けるために遡って国民年金保険料を納付する必要があったので、妻が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を一括で納付してくれた。その後、年金融資を受けてマンションを購入することができたので、申立期間の保険料も納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 12 月時点において、保険料の過年度納付が可能な申立期間直後の 55 年 10 月から 57 年 3 月までの保険料を遡って納付していることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、上記の払出時期より前には国民年金の加入手続きを行った記憶は無いと述べており、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 56 年 1 月までの期間、57 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 56 年 1 月まで
② 昭和 57 年 11 月及び同年 12 月

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金保険料は、A事業団（国民年金事務組合）を通じて納付されていたことは記憶しているが、その加入手続及び保険料の納付は全て父親が行っていたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金の手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月に同事業団から払い出されており、同事業団の国民年金記号番号簿（兼納付状況調）において、申立人の委託開始日は同年 1 月 10 日、徴収開始月は同年 1 月と記載されていることから、申立人の父親は、同年 1 月頃に申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を委託したと推認され、申立期間①及び②の保険料については徴収対象ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、現在所持する手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間当時に申立人の納付書が発行されていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間について、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、専門学校に入学した平成9年4月頃に、母から学生期間の国民年金保険料は納付しておくから納付した保険料額は就職した後に返すようにと言われた記憶があるため、母が同年4月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。また、時期は定かではないが、私の机の上に月ごとの領収証書が置かれていたのを見た記憶があり、私の保険料の納付を途中で中断したということを母から聞いた記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身の机の上に月ごとの領収証書が置かれていたのを見た記憶があるが、母親から、保険料の納付を中断したり遡って納付したということは聞いていないと述べている。しかしながら、申立人の学生期間のうち、平成9年4月から同年9月までの保険料は、当該期間から2年後の11年5月及び同年9月において過年度納付しているほか、10年4月から11年3月までの保険料は、同年4月に一括で現年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間は、オンラインシステム導入後の期間であり、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られている上、平成9年1月からは基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等が発生したとは考え難いほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から58年4月まで
私の父は、私が専門学校生で収入が無かったので、私の国民年金の加入手続きを行い、就職のために実家があるA市からB市へ転出するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職のために実家があるA市からB市へ転出したが、B市へ転出するまでのA市在住期間において、申立人の父親が同市で申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてきていたと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、二つの番号が払い出されているところ、一つ目の記号番号は、転出先のB市で昭和58年2月に払い出されており、当該払出時点において、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付が可能であるが、申立人及びその父親は、申立人がB市へ転出した後に申立期間の保険料を納付したことはないと述べている。

また、二つ目の記号番号は、申立人が申立期間後の昭和60年9月にA市に戻った後の61年11月に同市で払い出され、62年3月において、当該番号は一つ目の記号番号に記録統合されていることが同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において確認でき、二つ目の記号番号の払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和58年2月に払い出された一つ目の記号番号のみが記載された手帳、厚生年金保険の記号番号のみが記載された手帳及び一つ目の手帳記号番号が基礎年金番号として記載された手帳の3冊の年金手帳を所持しているが、申立人は、父親から年金手帳を受領した記憶は明確ではなく、申立人の父親は、申立

人の年金手帳を所持したり、申立人に年金手帳を渡した記憶は無いと述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、申立期間の保険料額及び保険料の納付頻度が明確ではないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、20歳の誕生月に国民年金の通知（ハガキ）が届いた記憶があり、両親が私の国民年金の加入手続を行い、学生期間の国民年金保険料は、母が亡くなるまでは母が、その後は父が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の誕生月に国民年金の通知が届き、両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が亡くなるまでは母親が、その後は父親が納付してくれていたと思うと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第3号被保険者資格を取得したことに伴い、平成4年9月頃に払い出されていることが確認でき、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が、同年7月1日と記載されており、申立期間は学生の任意加入期間における未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在、上記手帳記号番号のみが記載された年金手帳と厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊を所持しているが、当該年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明であり、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。当時は、寺院の住職が市の委託を受けて集金していたので未納のはずはなく、前回の再申立ての際には、申立期間当時に私の父親が保険料を納付していたことを示す知人 2 名が作成した資料及び寺院住職の子息から父が保険料を集金していたとする資料を提出したが認められなかった。

今回の再々度の申立てにおいては、両親が私の保険料の納付を行っていたことを元妻が証明する書面及び母親の年金受給資料があるので、申立期間の保険料を両親が納付していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の婚姻後の昭和 50 年 10 月に払い出されているが、申立人は、遡って国民年金保険料を納付した記憶は無いこと、ii) 申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無く、当時申立人と同居し、一緒に家業に従事していたとする長兄も国民年金に未加入であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明であること、iv) 当委員会での口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時の居住地近くに住む知人 2 名が作成した資料及

び申立期間当時の集金人（寺院住職）の子息が作成した資料を提出して再申立てをしているが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたとは認められない状況の下で、これらの資料は申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、平成 24 年 2 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再々度の申立てにおいて、申立人は、元妻が証明する書面及び母親の年金受給資料を新たに提出しており、元妻の書面には、i) 婚姻前に申立人宅（実家）に訪問していた際、国民年金の集金人が来訪していたところを見たこと、ii) 申立人の両親から婚姻前までは申立人の保険料を支払っていたが、今後は自分たちで支払うように言われたことが記載されている。

このことについて元妻は、来訪していた集金人及び集金内容については、「地域の方であったと思うが名前までは分からない。支払っていた内容までは分からないが、両親はきちんとした人であったので、申立人の長兄と一緒に申立人の保険料も支払っていたのだと思う。」と説明しているが、オンライン記録によると、申立人の長兄は、昭和 47 年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した以降は、国民年金に未加入であり、元妻の書面及び説明からは、申立期間の保険料納付に結びつく事情はうかがえないほか、申立人の母親の年金受給資料は、申立人の保険料を納付していた状況には直接結びつかないことなど、申立人の両親が申立人の婚姻前に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の元妻は、「申立人の両親から婚姻後の保険料は自分たちで支払うようにと言われ、申立人の母親からオレンジ色の手帳 1 冊を受領し、当該手帳により婚姻後の保険料を納付してきた。」と説明しているが、申立期間直後の昭和 50 年 4 月以降の申立人の納付記録は、婚姻後の同年 10 月に払い出された手帳記号番号で記録管理されており、婚姻前の申立期間の納付記録は確認できない上、申立期間当時に発行されていた年金手帳の色は黄土色であり、当時の手帳とは色が相違する。

さらに、申立人は、初回及び再申立てにおいては、「父親から年金手帳を受け取ってない。」と説明していたが、今回の申立てにおいては、「婚姻時に両親から薄茶色の年金手帳を受け取り、元妻と離婚する頃にも当該手帳を見た記憶があるが現在は所在不明となっている。」と説明を変えている上、元妻が婚姻時に申立人の両親から受け取り、その後、離婚する際に申立人へ渡したと説明している手帳の色はオレンジ色であり、申立人と元妻の説明は一致しておらず、申立人の両親が申立人の婚姻前に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡が認められない状況の下で、申立人から提出された資料は、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな事情とは認められず、ほかに

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23761 (事案 17918、22351、23025 及び 23166 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 20 日から 32 年 3 月 1 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

申立期間①、申立期間②のうち昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険の加入記録が無いことについて、それぞれ過去 2 度にわたって記録の訂正をしてほしい旨の申立てを行ったが、いずれの期間についても認められなかった。

しかし、申立期間①については、A社に勤務していたことは確かであり、新たな資料や情報は無いが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、B社に勤務していたことは確かであり、今回、当該期間当時の社会保険事務担当者の証言を書面で提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、申立期間③については、C社に勤務していたことは確かであり、今回、当時の事業主の息子が私の同社における在籍期間について証明した書面を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしいと、過去 2 回にわたり、申立てが行われているが、i) 同社は、昭和 29 年 5 月 21 日に厚生年金保険から脱退し、同日以降は適用事業所ではなくなっていること、ii) 申立人から提出があった社員旅行の集合写真から申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 15 日付け及び 24 年 3 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが、申立期間①については、前回提出した社員旅行の集合写真の撮影日は、昭和 29 年 11 月 4 日であり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 5 月 20 日以降も同社に勤務していたことに間違いはないので、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、過去 2 回の通知文に記載してあるとおり、A 社は、昭和 29 年 5 月 21 日に厚生年金保険から脱退し、適用事業所でなくなっており、このため、同日以降、同社の社員は、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、前回、申立人から提出があった集合写真については、その写真の裏に撮影された月日（11 月 4 日）と思われる記述は確認できるものの、その撮影した年の確認はできず、しかも、当該写真からは、申立人が A 社に勤務していたことを確認することはできない。

以上のとおり、本件については、当委員会の過去 2 回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①において、A 社における厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 32 年 11 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間については、B 社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしいと、過去 2 回にわたり、申立てが行われているが、i) 申立人の当該期間における勤務について確認することができないこと、ii) 当時の同社社会保険事務担当者は、申立人に係る被保険者資格喪失届の提出状況について記憶は無く、申立人が主張する被保険者資格喪失届の届出誤りの事実は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 15 日付け及び 24 年 3 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②当時、B 社の社会保険事務を担当していた者に、申立人の当時の勤務状況等を書面にしてもらったので、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該書面において、申立人の B 社における勤務期間の確認及び申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に申立人の給与から保険料控除が行われていたことの確認ができないことから、当該書面を作成した社会保険事務担当者にその内容について照会を行ったところ、同人は、「被保険者資格を喪失した後は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述をしており、申立人が、申立期間②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

以上のとおり、本件については、当委員会の過去 2 回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②において、B 社における厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、C 社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険の記録

を訂正してほしいと、過去2回にわたり、申立てが行われているが、i) 申立人のC社における雇用保険の記録及び健康保険組合の加入記録が厚生年金保険被保険者期間と一致していること、ii) 健康保険組合の加入記録に、健康保険証を同組合に返納した記録があることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月12日付け及び同年5月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③当時、C社の同僚として一緒に勤務していた同社の事業主の息子が作成した在籍証明書を提出するので、年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該在籍証明書を作成したC社の事業主の息子は、「申立人は、同社に3年ぐらいは勤務していたような気がするが、確認できる資料は無く、いつからいつまで勤務していたかも記憶に無い。今回、申立人から要請があったので、在籍証明書を発行したが、厚生年金保険及び健康保険の資格喪失時に健康保険組合に申立人の健康保険証を返した記録があるのなら、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は正しいと思う。」旨の供述をしている。

以上のとおり、本件については、当委員会の過去2回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間③において、C社における厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23762 (事案 4419、10587 及び 17943 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月1日から同年9月14日まで
② 昭和27年9月14日から28年8月7日まで
③ 昭和28年8月25日から29年10月5日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかったため、前回、同社に勤務していた当時の同僚15名の名前を新たな資料として再度申し立てたが、認められなかった。今回、新たに私がA社に在籍していたことを証言してくれる人が5名見つかったため、改めて、申し立てる。

また、申立期間②及び③については、過去三度にわたって脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。何度も主張しているとおおり、脱退手当金が支給されたことになっている昭和30年*月*日は、既に結婚して上京した後で、しかも長男を出産した日(同年*月*日)の5日前であり、受給できるはずがないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に勤務していたとして過去2回の申立てが行われているところ、同社の後継会社であるB社の事業主や申立期間①当時の従業員等から、また、申立人が名前を挙げた同僚からも、申立人の当該期間における勤務が確認できなかったこと、かつ、当該期間の厚生年金保険料控除が確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付け及び23年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記2回の当委員会の審議結果に納得できず、A社に在籍

したことを証言してくれる者が新たに5名見つかったとして、改めて、申し立てているが、これらの者からも、申立人が申立期間①にA社において勤務していたことは確認できなかった。

以上のとおり、本件については、当委員会の過去2回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①において、A社における厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、当該期間に係る脱退手当金を受給していないとして過去3回の申立てが行われているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和30年*月*日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月15日付け、22年7月14日付け及び23年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、これまでと同様に、脱退手当金を支給されたことになっている昭和30年*月*日は、既に結婚して申立期間②及び③に勤務したA社のあったC県から上京しており、しかも長男を出産した日（同年*月*日）の5日前であり、受給できるはずがないので、今までの当委員会の審議結果は納得できないと主張し、4回目の申立てを行っている。

しかし、脱退手当金については、その請求は、制度上、事業主等が代理して行うことが可能なほか、住居地近くの社会保険事務所（当時）において、又は郵送でも手続が可能であり、また、その受給についても、住居地近くの金融機関において行うことが可能であり、しかも本人が委任した者による代理受領も可能であったことから、申立人が、A社退社後に上京していたこと、及び支給日が長男を出産した日の5日前であったことをもって脱退手当金の請求及び受給ができなかったとは言えない。

以上のとおり、本件については、当委員会の過去3回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 7 月まで

A店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店は、B社の支店であったはずであり、昭和 50 年 4 月から同年 7 月までの期間、調理担当として同店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店の元事業主は、「当時の資料を保管しておらず、申立人のことを覚えていない。」旨供述している上、申立人の同店における雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人が、申立期間当時、同店に勤務していたことを確認することができない。

また、上記元事業主は、「当店は個人商店であり、厚生年金保険には加入していなかった。申立期間時代に勤務していた従業員は全員アルバイトの扱いであり、アルバイトから厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨供述しており、A店に係る商業登記簿を確認することができない上、オンライン記録及び適用事業所名簿から、同店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、A店が申立期間当時、フランチャイズ契約を締結していた契約先であり、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所であったB社の現在の事業主は、「A店が当社のフランチャイズ店舗であったことは間違いないものの、当該支店は、当社とは直接関係の無い独立店舗であり、組織的にも別であるほか、当社は、当該支店の従業員との雇用関係も一切無かったため、当社の厚生年金保険の加入対象外であった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23766 (事案 4883 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 6 月 30 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が相違している旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、記録訂正のあっせんはできないと通知を受けた。

今回、申立期間当時の確定申告書及び決算報告書を提出するので、再度調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、A社の代表取締役であったことが同社の登記簿謄本により認められ、申立人の標準報酬月額は、遡って減額処理されていることが確認できる一方で、申立人は、「A社における厚生年金保険関係事務及び経理事務は私と母親が担当しており、当時、厚生年金保険料の滞納は無かった。」旨供述しているが、母親は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができないものの、申立期間当時、同社において、唯一の厚生年金保険被保険者であった申立人が関与せずに社会保険事務所（当時）において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、同社の代表取締役であった申立人が、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間当時のA社に係る確定申告書及び決算報告書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。」旨主張しているが、当該提出資料からは、申立期間における申立人の役員報酬及び同社の法定福利

費の記載は確認できるものの、このことをもって、申立人が標準報酬月額の特減訂正処理に関与していなかったと認めることはできない。

なお、A社が社会保険料の口座振替を行っていた金融機関から提出された預金取引明細表によると、社会保険料が同社の口座から引き落とされたのは平成9年2月28日が最後であり、その後、当該口座から社会保険料が引き落とされていないことが確認できることから、同社は、申立期間において、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情がうかがえず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。